

発行元：大阪市環境局

※お問い合わせは裏面をご参照ください。

令和6年2月1日現在の活動団体数	
資源集団回収団体	2,500
コミュニティ回収団体	124

BACK NUMBER
バックナンバー

これまで発行したものを
ご覧いただけます



ひろげよう地域コミュニティの輪!

コミュニティ回収通信

代表者や団体名など届出事項に変更が生じる場合は、変更の日から10日以内にお住いの行政区を担当する環境事業センターまで変更届出書を提出してください。

コミュニティ回収 資源集団回収 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの活動に関する

実績報告兼奨励金支給申出書は 令和6年4月30日が提出期限です。

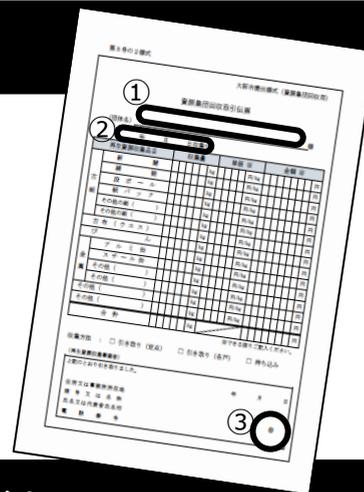
提出期限に間に合うようお早めにご準備ください

実績報告書等は「コミュニティ回収等の実施等に関する要綱」第6条により、令和6年4月30日（火）までに環境事業センターへご提出ください。

取引伝票のご確認をお願いします

再生資源事業者から受け取った取引伝票は、収集量の根拠資料となります。ご提出前に次の項目についてご確認ください。

- ①取引伝票に記載の団体名は、届出をしている団体名と同じである。
- ②令和5年4月1日～令和6年3月31日までの回収分である。
- ③再生資源事業者の証明印(※)がある。(修正がある場合は訂正印も必要です)
※証明印とは個人事業主は個人印、法人は代表者印となります。



振込が完了するまで口座の名義変更はしないでください

4月30日までにご提出いただいた報告書をもとに、大阪市で口座振込の手続きを行います（振込予定日は9月17日頃）。報告書のご提出から振込予定日までの間に団体の口座名義を変更されると、振込手続きができず、団体の皆さまにご迷惑、ご心配をおかけすることとなります。振込が完了するまでは、口座名義の変更はご遠慮ください。特に、振興町会や子ども会、マンション管理組合の役員改選等により代表者が交替される際には、各環境事業センターへご相談ください。



コミュニティ回収団体・資源集団回収団体とも『シ シゲンシュウダンカイシュウダントイホウショウキン』という名前で振込を行ないますので、ご確認ください。振込がない場合は口座情報の誤りにより振込不能となっている可能性がありますので、申請いただいた環境事業センターまでお問い合わせください。なお、振込完了の通知は発行できません。

活動団体の皆さまへ

届出事項の変更届出書について

団体の名称・団体の代表者・会計担当者などを変更する場合は

変更の
目から **10日** 以内に 変更届出書を
提出してください。

※変更年月日の翌日から起算して10日目以内のご提出をお願いします。

第2号の様式

本市記入欄

届出日 **令和6年4月11日**

〇〇〇〇回収実施団体届出事項の変更届出書

大阪市長

変更前	団体名	ルシアスマンション管理組合
	代表者住所	阿倍野区阿倍野筋1-●-▽
	代表者氏名	古紙 分別

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第2第2項の規定により、次のとおり届出します。

変更年月日	令和6年4月1日
変更となる届出事項	<input type="checkbox"/> ①団体の名称【変更後の名称を確認できる書面（会則等）を添付してください。】
	※実施団体の変更（連合振興町会から地域活動協議会への変更等）は、大阪市と事前に協議を行っていただいたうえで、第4号の1様式で申請が必要です。
	<input type="checkbox"/> ②代表者【変更後の代表者が確認できる書面（役員構成図等）を添付してください。】

<複数選択可>
その他の場合は、()に理由を記載してください。

届出日は変更年月日から
10日以内
の年月日となります。

名簿や総会の議事録などの 確認用資料を変更届出書と 併せてご提出ください。

代表者を変更した場合は、団体名、役職、姓名、任期の期間などが記載された「役員の名簿」や「総会の議事録」などの確認用資料を、変更届出書と併せて提出してください。

変更事項が確認できる書面の添付が必須となります。

ルシアスマンション管理組合	
役員名簿	
任期 R6年4月1日～R7年3月31日	
理事長	環境 太郎
副理事長	大阪 市朗
副理事長	阿部 野
会計	資源 回収

団体名は届出のある名称と全く同じでなければなりません。

変更日や任期などの記載は必須です。

代表者氏名は姓、名まで記載している必要があります。

コミュニティ回収・資源集団回収に関するお問い合わせは、お住いの行政区を担当する環境事業センターまで

北区・都島区	東北環境事業センター ☎ 6323-3511	西区・港区・大正区	西部環境事業センター ☎ 6552-0901
淀川区・東淀川区		東成区・生野区	東部環境事業センター ☎ 6751-5311
旭区・鶴見区・城東区	城北環境事業センター ☎ 6913-3960	住之江区・住吉区	西南環境事業センター ☎ 6685-1271
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター ☎ 6477-1621	阿倍野区・西成区	南部環境事業センター ☎ 6661-5450
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター ☎ 6714-6411	平野区	東南環境事業センター ☎ 6700-1750
中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所 ☎ 6567-0750		家庭ごみ減量課 ☎ 6630-3259